

新生公立鳥取環境大学運営協議会事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（以下「規約」という。）第36条第2項の規定に基づき、新生公立鳥取環境大学運営協議会（以下「協議会」という。）の担任する事務の管理、執行等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の設置）

第2条 協議会の事務を処理するため、規約第12条の規定に基づき、協議会に事務局を置く。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (3) 協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）の庶務に関すること。
- (4) その他協議会及び評価委員会の運営に関し必要な事項

（職員）

第4条 規約第11条第1項に定める主任の者として、事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、鳥取県の鳥取環境大学を担当する課長級職員をもって充てる。
- 3 事務局に、事務局長の他若干名の事務局員を置く。

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

- 2 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、会長が任命した者がその職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 協議会の運営に関する物品購入等の契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第7条 事務局における文書の整理、公文例式その他文書に関する取扱いについては、鳥取県の例による。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管守等は事務局長が行うこととし、その取扱いについては鳥取県の例による。

(職員の服務)

第9条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する団体の例による。

(出納)

第10条 規約第27条第2項に規定する協議会に属する現金の預入先は、山陰合同銀行鳥取県庁支店とする。

2 規約第27条第3項に規定する協議会出納員は、鳥取県の鳥取環境大学を担当する者をもって充てるものとし、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月27日から施行する。

別表（第8条関係）

名称	新生公立鳥取環境大学運営協議会会長印
ひな形	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新生公立鳥取 環境大学運営 協議会会長印</p> </div>
寸法	2.1センチメートル平方
書体	楷書体

新生公立鳥取環境大学運営協議会委員等の費用弁償及び報酬について（案）

（目的）

第1条 この規程は、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第34条第2項の規定に基づき、新生公立鳥取環境大学運営協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員、職員及び監査委員並びに公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の委員（以下「委員等」という。）の費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（費用弁償等の支給）

第2条 委員等が協議会の活動又は会議等への出席のために要する経費については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）又は証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年鳥取県条例第47号）の例により費用弁償を行う。

2 前項に定めるもののほか、協議会の監査委員及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の委員に対しては報酬を支払うことができるものとし、その額は日額10,200円とする。

（支給方法）

第3条 前条に規定する費用弁償又は報酬の支給は、鳥取県の例によりこれを行うものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月27日から施行する。

平成23年度事業計画（案）

新生公立鳥取環境大学運営協議会

事業名	実施時期	事業概要
第1回運営協議会	23年12月	○各種規程の決定 ○評価委員等の選任 ○予算案の承認 等
第1回評価委員会	23年12月	○中期目標
第2回評価委員会	24年 1月	○中期目標
第2回運営協議会	24年 1月	○中期目標 ○運営交付金 等
第3回運営協議会	24年 3月	○24年度大学事業計画 ○24年度歳入歳出予算書 等

平成23年度歳入歳出予算書（案）

新生公立鳥取環境大学運営協議会

【歳入】

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	差引き増減	内容
1 団体負担金	700,000	0	700,000	県 350,000円 鳥取市 350,000円
2 雑収入	0	0	0	
3 繰越金	0	0	0	
計	700,000	0	700,000	

【歳出】

（単位：円）

科目	本年度予算	前年度予算	差引き増減	内容
1 事務費	65,000	0	65,000	事務用品 等
2 運営協議会運営費	20,000	0	20,000	資料送付代 等
3 評価委員会運営費	615,000	0	615,000	委員報償費 204,000 委員旅費 332,000 筆耕翻訳 75,000 茶菓代 4,000
4 予備費	0	0	0	
5 雑費	0	0	0	
計	700,000	0	700,000	